

協議会の審議スケジュールについて

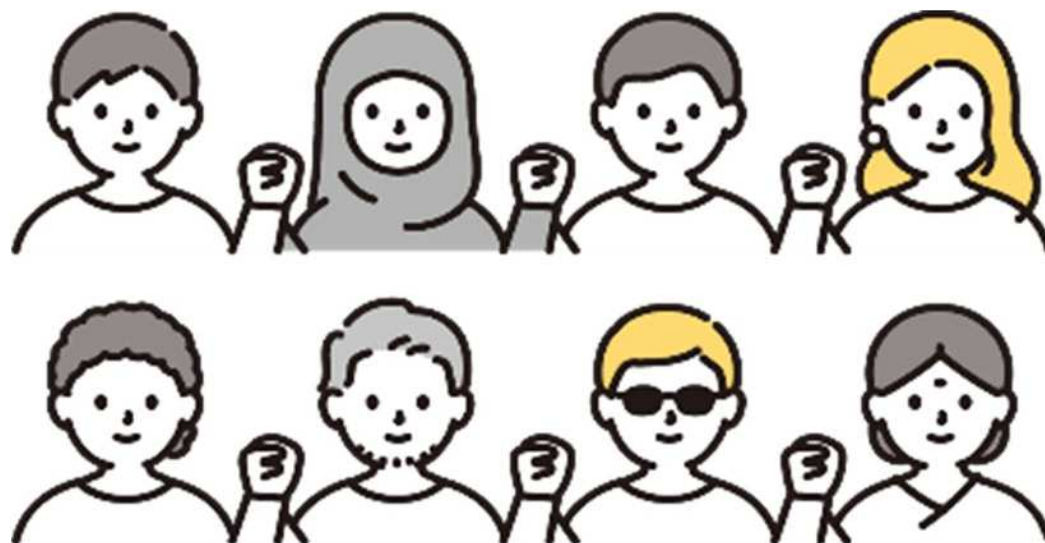
時期(予定)	内容	行政の動き
① R7.8.26	委員自己紹介／諮問／第4次静岡市市民活動促進基本計画の概要や諮問の背景等についての説明／意見交換	静岡市から諮問 委員顔合わせ・進め方確認
② R7.11.21	審議:中間見直しにおける基本的視点について	本市の現状と施策、成果指標等を参照しながら意見交換 基本的視点の整理
③ R8.3.23	報告:中間見直しの視点／5次総／来年度の事業について 審議:施策3(創る・実現する)施策4(つながる、変わる)について	施策3・4に該当する施策等を参照しながら意見交換 ・ワークショップ開催 ・意見をもとに中間評価を開始
④ R8.7.6	報告:施策3, 4の最新指標数値について 審議:施策3,4の見直しについて(5次総の内容を含む) :答申の構成について	施策3,4の今後の方向性について意見交換(5次総の内容を含む) 答申案たたき台作成
⑤ R8.9	報告:市民意識調査結果について 審議:施策1(触れる・楽しむ)施策2(動き出す)について :答申案について【意見交換】	施策1・2に該当する施策等を参照しながら意見交換 答申案(たたき台)について議論
⑥ R8.9	書面開催:答申について意見提出 1回目意見提出〆切:9/18 2回目校正〆切:10/5	メールにて答申案について意見提出 意見を答申案に反映
R8.10	答申:第4次静岡市市民活動促進基本計画の中間見直しについて	静岡市に対して答申提出
⑦ R9.2	報告:第4次静岡市市民活動促進基本計画の中間見直しについて	答申内容をもとに見直した計画の報告

本日

第4回 市民活動促進協議会 振り返り

2026.9.2

静岡市市民自治推進課 今西



第4回市民活動促進協議会振り返り

第4回協議会の概要

開催日時： 令和8年7月6日（月） 9時15分～11時15分

場 所： 静岡市葵消防署 7階 講堂

参加者： 協議会委員9名、事務局4名

目 的： 柱3・4の中間見直しを行う

主な議題

- （1）市民活動センター等に関するパブリックコメントについて
- （2）団体アンケート・市民ワークショップの結果について
- （3）第3回協議会振り返り
- （4）柱3・4の中間見直しについて
- （5）答申案について
- （6）意見交換



第4回市民活動促進協議会振り返り

意見の要約

柱3・4の中間見直しについて

★ 団体アンケート・市民ワークショップの結果や成果指標の実績等を踏まえ、柱3・4を中心に中間見直しについて意見交換を行った。

- ・ 数値だけでは見えない「実態」を見る
- ・ 「団体」に限らない、多様な市民活動を捉える
- ・ 活動の継続・発展や、次の担い手につなげる
- ・ 協働の「件数」だけでなく、中身やプロセスを見る
- ・ 4つの柱を切り離さず、相互のつながりを考える

→ 柱3・4について個別の成果だけを見るのではなく、柱1・2との関係も含めて議論する必要がある。

第3回市民活動促進協議会振り返り

意見の要約

成果指標と市民活動の「実態」

★ 数値は分析のためのものとして考える 新規登録数と総数をあわせて見ること
で市民活動の新陳代謝を捉えられるのではないかという議論があった。

- ・ 成果指標は、目標達成のためだけでなく、「なぜ増えたのか・減ったのか」を分析するための数値として捉えることが大切。
- ・ 新規登録団体数は目標を上回っている一方、登録団体の総数はそれほど増えていない。
- ・ 新しい団体が生まれる一方で活動を終える団体もあり、市民活動の「新陳代謝」が進んでいるのではないか。
- ・ 数値だけが一人歩きすると、活動団体へのプレッシャーになったり、実際の取組が適切に評価されなかったりする可能性がある。
- ・ 数値そのもののだけでなく、その背景にある状況や変化を捉えることが重要。

第4回市民活動促進協議会振り返り

意見の要約

「団体」だけでは見えない市民活動

★ 市民活動の形そのものの変化、市民活動の多様化について議論した。

- ・「自分は市民活動をしている」という自覚がなくても、客観的には市民活動といえる取組をしている人がいる。
- ・特に若い世代では、既存の団体や市民活動センターへの登録にとらわれない活動が広がっている。
- ・企業による地域活動やボランティアなど、市民活動の主体も多様化している。
- ・登録「団体」の数だけでなく、「活動」そのものを見る視点があってもよいのではないか。
- ・任意団体、NPO法人、企業など、どのような主体が活動しているのかを見えるようにすることも、活動への参加のハードルを下げることにつながる。

第4回市民活動促進協議会振り返り

意見の要約

活動を「始める」から「続ける・つなぐ」へ
市民活動を支えるために、どんな支援が必要か？

★活動の「芽を育てること」や、団体が解散する際の「事業承継」の考え方について議論した。
また、活動を知ってもらうだけでなく、やりがい伝える必要性について意見があった。

- ・ 団体の高齢化や人手不足など、活動を継続していく上での課題がある。
- ・ 新しい団体を増やすことだけでなく、今ある活動をどう支えていくかも重要。
- ・ 解散する団体を単純に減らすだけではなく、その団体が行ってきた活動を、同じテーマで活動する別の団体等へ引き継ぐ仕組みがあってもよい。
- ・ まだ小さな市民活動の「芽」を発掘し、必要な情報や支援につなげ、活動を育てていく視点も必要。
- ・ 活動の存在を知らせるだけでなく、市民活動の醍醐味ややりがいを伝えることが、新たな参加につながるのではないかな。
- ・ ワークショップのように、活動する人の思いや背景まで共有できる交流・対話の場も大切。

第4回市民活動促進協議会振り返り

意見の要約

「協働」をどう捉えるか

★ 団体の力量を高める支援があってこそ協働が進む。柱1・2も含め、施策は相互につながっているという意見があった。

- ・ 行政が設定した課題に市民活動団体が合わせるだけでは、うまくマッチングしない場合がある。
- ・ 行政から完成した課題を提示するのではなく、団体と行政が課題を掘り下げる段階から一緒に考えることが必要。
- ・ 協働を進めるには、市民活動団体側の力量だけでなく、行政側にも、市民活動を理解し、適切に課題を提示・調整する力が求められる。
- ・ 成功事例だけでなく、うまくいかなかった協働から「何が必要だったのか」を考えることも重要。
- ・ 協働事業が終了した後、自走したのか、別の協働に発展したのかなど「その後」の展開にも目を向ける必要。

第4回市民活動促進協議会振り返り

意見の要約

計画全体・答申に関するご意見

■ 計画の根幹ではなく「どう実現するか」を見直す

- ・ 現行計画は十分に練られており、計画の根幹を大きく見直す必要はないのではないかな。
- ・ 「何を目指すか」ではなく、目指す姿にどう近づいていくか（How To）の部分を見直すことが重要。
- ・ 第5次総合計画との整合も踏まえながら、見直しを進める必要がある。

■ 「施策の連動」と「実態に即しているか」を重視

- ・ 答申では、単にこの視点で評価したと示すだけでなく、なぜ「施策が相互に連動しているか」「実態に即しているか」という視点を重視したのか、これまでの議論を踏まえて示すことが大切。

第4回市民活動促進協議会振り返り

意見の要約

計画全体・答申に関するご意見

■ 人口減少を踏まえた市民活動の意義

- ・人口減少が進む状況を見捨てることはできず、計画の中でも人口減少に関わる視点を記述してはどうか。
- ・企業誘致や働く場所だけでなく、小さな市民活動が生き生きとしていること、人と人が出会う場所や交流の機会が多いことも、まちにとって重要。
- ・「意見を言いやすい」「共感してくれる人がいる」といった環境も、都市にとって大切な要素ではないか。

■ 市が「大切にしているもの」が伝わる計画に

- ・人口減少等に伴い、施設の縮小・再編が必要になることは理解できる一方で、「その中でもここは大切にしている」という市の姿勢が見えることが重要。
- ・市民活動を取り巻く現状についても、一般的な記述にとどまらず、今回の協議会で出た意見を反映してほしい。

第4回市民活動促進協議会振り返り

基本的視点

- ①施策全体が相互に連動し、市民活動を支えられているか
(立ち上げ・継続・発展の各段階、つながりの形成を含む)
- ②市民活動への支援は、実態に即した
効果的なものとなっているか

本日のゴール

協議1 施策の柱1・施策の柱2についての中間見直し

- ・成果指標の数値見直しについて
- ・今までの協議会での議論を踏まえ、柱1・2の評価を行う。

協議2 答申案についての検討

- ・10月の答申に向けた検討

第4次静岡市市民活動促進基本計画

静岡市市民自治推進課 今西



施策の柱1 触れる・楽しむ

市の取組:市民活動へのちょっとしたきっかけの創出

取組の方向性



(1)市民への情報の広がりの支援

市民活動団体や市民が、お互いに情報を広め合い、社会全体へ伝えることができるような環境づくりに取り組みます。

(2)市民活動を身近に感じられる機会の創出

実際に体験し、交流し、楽しむことができる場、市民活動に対する興味・関心を醸成する場、シチズンシップを育む学びの場、行政や市民活動団体等との対話の場といった機会の創出に取り組みます。

想定される事業

- ・市民活動支援システム（ここからネット）【市民自治推進課】
- ・市民活動センターの運営（啓発事業） 【市民自治推進課】
- ・学校における出前講座等の実施 【市民自治推進課】
- ・「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」推進事業 【生涯学習推進課】
- ・生涯学習施設における人材育成事業 【生涯学習推進課】
- ・高校生まちづくりスクール（ビジネス編／プロジェクト編） 【生涯学習推進課／青少年育成課】

施策の柱1 触れる・楽しむ

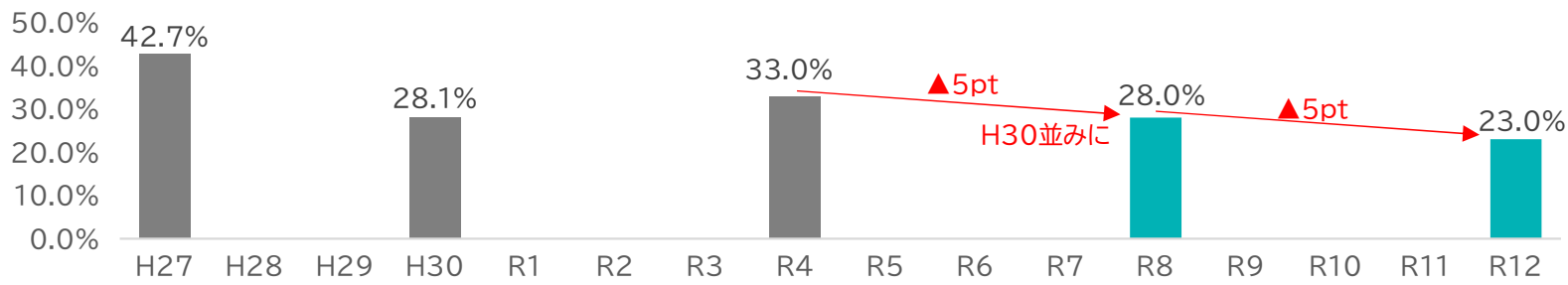
市の取組:市民活動へのちょっとしたきっかけの創出

取組の方向性 (1)市民への情報の広がりの支援 (2)市民活動を身近に感じられる機会の創出

成果指標	現状(策定時)	中間目標(R8)	最終目標(R12)
市民活動に参加していない理由として「情報が得られない」ことを挙げる市民の割合(市民意識調査)	33.0 %(R4)	28.0 %	23.0 %

(成果指標の設定理由)
施策の柱1における「取組の方向性」に沿った施策を進め、市民が情報に触れる機会を増加させることが「情報が得られないために参加できていない」というケースを減らすことにつながるものを考え指標として設定しました。

H30年度においては、「市民活動に参加していない」人のうち、「活動に関する情報が得られない」ことを理由とした市民が28.1%であり、R4年度までの4年間で約5ポイント増加していることから、第4次計画の前期4年間でH30年度と同程度の水準(28%)とし、後期の4年間で更に5ポイント減少させることを目標としました。



中間目標(R8)に対する成果は令和8年6月に実施予定の市民意識調査にて伺う

施策の柱1 触れる・楽しむ

市の取組:市民活動へのちょっとしたきっかけの創出

成果指標

指標名	現状(策定時)	中間目標(R8)	最終目標(R12)
市民活動に参加していない理由として「情報が得られない」ことを挙げる市民の割合(市民意識調査)	33.0 %(R4)	28.0 %	23.0 %



進捗:市民活動に参加していない理由として「情報が得られない」ことを挙げる市民の割合(市民意識調査)

指標名	R4(策定時)	R8(暫定)
市民活動に参加していない理由として「情報が得られない」ことを挙げる市民の割合(市民意識調査)	33.0 %	21.4%

「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」推進事業

(生涯学習推進課)

静岡市が地域経済と市民生活の両面で持続可能な発展を遂げていくための主役（原動力）となる人材を養成する

【目的】

市民生活を支える人材及び地域経済を担う人材を養成することにより、静岡市の持続可能な発展を生み出すため、庁内各課で実施している市民向けの人材養成講座を一体的に推進すること。

【講座数の推移】

【修了生数の推移】

R4	R5	R6	R7
27	31	43	30

R4	R5	R6	R7
508人	582人	649人	564人

【構成】

●キャリアチャレンジ学部

能力や技術、キャリアを向上する学びから、地域経済を担う活躍やチャレンジに繋げることを目的とした学部

●地域チャレンジ学部

地域貢献や環境・福祉・教育などを学び、市民生活を支える自発的な活動に繋げることを目的とした学部

●学生チャレンジコース

シビックプライドやアントレプレナーシップを培う課題解決型の学びから、未来の社会に羽ばたく人材を養成することを目的としたコース

※アントレプレナーシップとは...

急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神のこと（起業家精神）

【成果指標】

R5	R6	R7
62.4%	64.7%	64.7%
R4年度修了生 480人 (回答44.4%)	R5年度修了生 548人 (回答45.7%)	R6年度修了生 509人 (回答52.3%)

修了生のうち、（受講後1年間の間に）地域や社会のために活動した人の割合 目標:65.0%

※毎年2月頃、前年度修了生に対して実施する追跡調査

高校生まちづくりスクール(ビジネス編)

(生涯学習推進課)

マネジメントやプランニングを市内の企業人から学び、地域の課題をビジネスの手法で解決するプランを考案する講座。

【目的】

講師からマネジメントやプランニングを学びながら、課題解決力、プラン考案力、プレゼンテーション能力、思考力（デザイン思考、システム思考）等のアントレプレナーシップを培い、未来の社会に羽ばたく人材を養成する。

【講座内容】

対象者：市内在住または通学の高校生

時 期：7月から8月まで全5回

内 容：

- ・地域、社会課題の解決にビジネス思考で挑み、将来起業を目指す若者を育成。
- ・地域や社会の課題解決についてビジネスの手法でプランニングを行う。
- ・社会でお金がどのように回っているのかを知る。
- ・「コミュニティビジネス」の第一歩を踏み出す。

【参加者数推移】

R6	R7	R8
19人	17人	12人

【成果指標】

シチズンシップが身についた人の割合※：R7 87.5%（R6 100%）

※講座最終回のアンケートで「今後、地域や社会を良くするために行動していきたいと思いますか。」という質問に対し、「はい」と答えた人の割合



高校生まちづくりスクール(プロジェクト編)

(こども若者応援課)

自分の興味関心から地域・社会の課題解決方法を考えながら、まちと自分のつながりを深めていく講座。

【目的】

社会課題等について関心をもつ高校生を対象に、地域の問題を「自分事化」するための機会を創出することで、静岡市民としてのシチズンシップを育み、地域の現状を主体的にとらえ行動できる自己有用感のある若者を育成する。

【講座内容】

対象者：市内在住または通学の高校生

時 期：7月から12月まで全6回

内 容：

- ・高校生が、自身の興味関心から地域課題を発見し、調査・企画を実施。
- ・テーマから活動計画まで、参加者自らの手で決定し活動。

【参加者数推移】

R6	R7	R8
14人	9人	15人

【成果指標】

自分が社会の為に何かできるという実感を得られた参加者の割合

R5：100% R6：92% R7：100%

これからの静岡市への希望・期待感を得られた参加者の割合

R5：100% R6：92% R7：100%



★ R8年度から「若者まちづくりスクール」へリニューアル。対象を高校生・大学生へ拡大。 7

施策の柱2 動き出す

市の取組:日常の一部としての市民活動の実現



取組の方向性

(1)多様な主体が日常的に市民活動に参加できる環境づくり

年代、性別、国籍、障がいの有無、団体か個人かに等に関わらず、地域や社会に関心をもって自発的に市民活動に参加できたり、企業等による社会貢献活動が促される環境づくりや市民参画の推進に取り組みます。

(2)市民活動の立ち上げを支える仕組みづくり

自ら活動を立ち上げたり、仲間づくりのための機械や場所の提供、助言や他の団体とのコーディネート等、活動にあたり必要なサポートに取り組みます。

想定される事業

- ・市民活動センターの運営（会議室や事務ブース等の提供）　【市民自治推進課】
- ・市民活動センターの運営（市民活動に係る相談対応）　【市民自治推進課】
- ・「Voice of しずおか市民討議会」の開催　【市民自治推進課】
- ・多文化共生人材育成事業　【国際交流課】
- ・静岡シチズンカレッジ　こ・こ・に「ここにわ相談」　【生涯学習推進課】

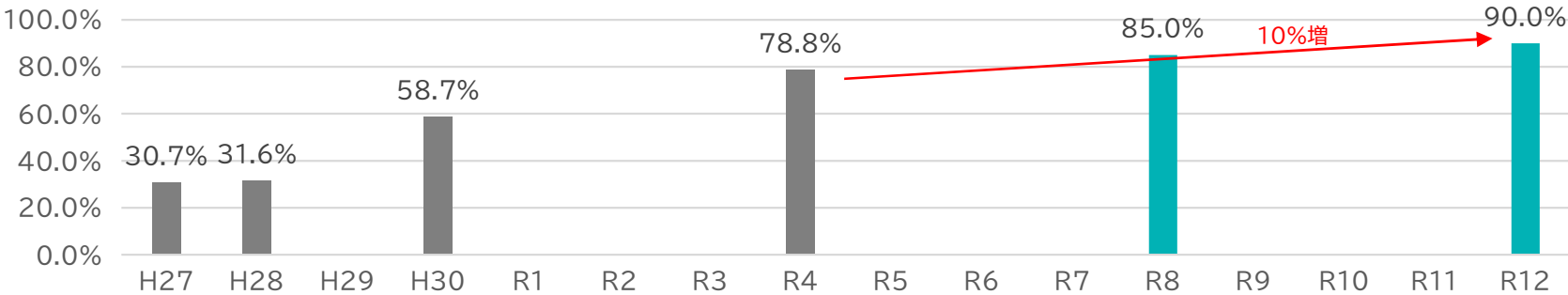
施策の柱2 動き出す

市の取組:日常の一部としての市民活動の実現

取組の方向性 (1)多様な主体が日常的に市民活動に参加できる環境づくり
(2)市民活動の立ち上げを支える仕組みづくり

成果指標	現状(策定時)	中間目標(R8)	最終目標(R12)
市民活動に参加したことがある市民の割合 (市民意識調査)	78.8 %(R4)	85.0 %	90.0 %

(成果指標の設定理由)
「市民活動が日常の一部となっている」といえるためには、より多くの市民が「市民活動に参加したことがある」という状態であることが、目指す目標の一つであると考え、過去からの推移も併せて比較可能な市民意識調査における上記設問を指標としました。R12年度の目標値は現状値から10%増の90%とし、R8年度の目標値はその中間の値としました。“市民活動は特別なものではなく、日々の営みのなかで自然に支え合い、かかわりあうもの”という本計画を象徴する指標であることから、ストレッチ目標として設定しました。



※H27の市民意識調査では、市民活動に自治会・町内会活動などが含まれる のか不明確であったため、H30,R4ではこれを明確化して実施
※H28の数値は市政アンケートモニター調査結果の数値

中間目標(R8)に対する成果は令和8年6月に実施予定の市民意識調査にて伺う 9

施策の柱2 動き出す

市の取組:日常の一部としての市民活動の実現

成果指標

成果指標	現状(策定時)	中間目標(R8)	最終目標(R12)
市民活動に参加したことがある市民の割合(市民意識調査)	78.8 %(R4)	85.0 %	90.0 %



成果:市民活動に参加したことがある市民の割合(市民意識調査)

成果指標	R4(策定時)	R8(暫定)
市民活動に参加したことがある市民の割合(市民意識調査)	78.8 %	81.2%

ばんばん盆踊りまつり

(ばんばん盆踊り実行委員会)

番町地域における住民同士のつながりを再構築し、多世代・多団体が連携する新しい地域コミュニティ形成を目的として実施する地域交流事業。番町市民活動センターと連携して実施。

【課題】

番町地域全体の一体感を生み出す機会の創出。少子高齢化や地域活動者の減少、世代交代などにより、地域コミュニティの希薄化が進みつつある。

地域に住む外国人が地域コミュニティに参加するきっかけがない。

【内容】

- ・ 地域文化の原点である「盆踊り」を核に、地域住民・卒業生・PTA・自治会・企業・商店・各種団体など多様な主体が関わる参加型コミュニティ祭りとして「ばんばん盆踊り」を開催する。
- ・ 従来の自治会中心の縦のつながりだけでなく、友人・企業・商店・市民活動団体など横のつながりを生かした地域運営を実践する。
- ・ 市民活動センターと連携し、地域活動団体や若い世代が新たに地域へ関わるきっかけづくりを行う。
- ・ 盆踊り練習会、創作盆踊りワークショップ（市民活動センター主催）を開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が継続的に交流できる場となった。



ばんばん盆踊りまつり

(ばんばん盆踊り実行委員会)

番町地域における住民同士のつながりを再構築し、多世代・多団体が連携する新しい地域コミュニティ形成を目的として実施する地域交流事業。番町市民活動センターと連携して実施。

【概要】

日時：2026年8月1日（土）15:45～20:00

会場：番町複合施設運動場

主催：一番町地区自治会連合会・三番町地区自治会連合会

協力：番町市民活動センター

当日来場者：およそ1000名（うちの配布枚数より推定）

出店数：32 番町地区の商店、団体、市民活動団体などが出店
外国籍の方のグループも出店・町内の地域活動団体も参加



【成果】

- ・当日は、6月に番町市民活動センターが主催した創作盆踊りワークショップで作った踊りをワークショップに参加した市民の皆さん（外国にルーツのある方、小学生・中学生など多数）も来場し一緒に踊った。
- ・助成金を紹介し申請のサポートを実施。助成金獲得につながった。
- ・町内の方と市民活動団体（フィリピンNAKAMAさん）たちとの交流も進んだ
- ・自治会や地域の方とのコミュニケーションがこれまで以上に取れるようになった
- ・ワークショップや踊りが、多文化共生を進めるきっかけとして機能することが狙いとしてあった。当日は、地域内に住む外国につながる方々も多く参加していて、まつりやイベントがつながりづくりの一つのきっかけになった。

助け合いネットワーク～災害支援交流会～

災害時の被災者支援体制の強化を目的として、多様な主体を対象に災害支援交流会を開催

【開催概要】

日 時	令和8年1月24日（土）10時～12時
会 場	清水社会福祉会館 はーとぴあ清水 4階 機能訓練室
主 催	静岡市 （共催：静岡市社会福祉協議会）
参加者	市民活動団体（災害関係、福祉関係、子育て支援関係）企業関係者、行政職員 等 参加者数：15団体 19名 オブザーバー・見学者数：4名 運営参加者数：13名

【開催背景】

- ・災害ボランティア本部には多様な支援ニーズが寄せられる。
- ・福祉や子育てなど専門的対応が必要なケースも多い。被災者に寄り添った支援のためには、団体・企業との協働が不可欠。
- ・柔軟な連携ができる必要な時に必要なことを頼り合える“市民活動らしい”自主性と主体性をもったネットワーク形成が重要。

【開催目的】

被災者支援活動にあたり、多様な支援ニーズに柔軟かつ効果的に対応できるよう、様々な団体・企業・行政等が“顔の見える関係”を平時から構築し、その一歩先に進んだ関係である“困ったときに顔が浮かぶ関係”を目指して災害支援ネットワークを形成することを目的とする。

助け合いネットワーク～災害支援交流会～

災害時の被災者支援体制の強化を目的として、多様な主体を対象に災害支援交流会を開催

【主な内容】

- ・“助け合い”ネットワークの目指す姿や意義を参加者に共有。災害発生時における被災者支援の現場経験を踏まえた、富士市の先進事例紹介から行政・団体・企業が平時からつながることの重要性等、ネットワークへの理解を深めた。
- ・ワークショップでは、実際の災害発生時を想定し、課題に対して「自分たちの団体（個人）が災害時にできること」「他団体と連携することで可能となる支援」等をテーマにグループごと意見交換・発表を行い、参加者同士が相互に活動内容の共有や交流を行う機会となった。

【参加状況】

参加者には、災害支援を主たる活動としていない福祉、多文化共生、子育て支援団体や学生、企業も含まれており、幅広い分野が平時からつながるきっかけの場となった。

【成果・効果】

- ・オープンチャットにて参加者同士の連絡先が共有された（令和8年2月末現在 20名の登録有）
- ・ネットワーク構築の目的や意義が共有され、平時からの関係づくりが、災害時の円滑な支援につながることにについて共通認識が形成された。
- ・開始前や終了後にも団体同士で名刺交換・情報交換が行われ、新たなつながりのきっかけが生まれた。



施策の柱1・2の中間見直しの方向性

検討事項(例)

【評価の基本的視点】

- ①施策全体が相互に連動し、市民活動を支えられているか
(立ち上げ・継続・発展の各段階、つながりの形成を含む)
- ②市民活動への支援は、実態に即した効果的なものとなっているか

●成果指標数値の見直し検討

●評価の基本的視点を基に中間見直しに反映すべき事項の整理

①施策の連動性の確認

- ・市民活動の段階ごとに支えられているか
- ・支援は「点」ではなく「流れ」になっているか
- ・市の施策の中で不足している段階はあるか
- ・つながりを生む仕組みは十分か …など



②支援内容の妥当性の確認

- ・実態に即した効果的な支援となっているか
- ・団体の課題（人材・資金・世代交代等）に対応できているか
- ・制度は使いやすく活用されているか …など



③今後強化すべき支援の方向性

- ・柱1・柱2の見直しポイント …など

第 4 次 静岡市市民活動促進基本計画の
中間見直しについて（答申）

令和 8 年〇月

静岡市市民活動促進協議会

目次

1	はじめに	…〇P
2	静岡市市民活動促進基本計画について	…〇P
3	静岡市の市民活動を取り巻く現状	…〇P
4	基本計画の進行管理	…〇P
5	中間評価における基本的視点	…〇P
6	中間評価内容	
	（１）施策の柱１ 触れる・楽しむ	…〇P
	（２）施策の柱２ 動き出す	…〇P
	（３）施策の柱３ 創る・実現する	…〇P
	（４）施策の柱４ つながる・変わる	…〇P
	（５）計画全体に関する意見	…〇P
7	委員からのコメント	…〇P
資料		
	静岡市市民活動促進協議会（第10期）委員名簿	…〇P
	静岡市市民活動促進協議会（第10期）会議開催概要	…〇P
	諮問書（写し）	…〇P
	静岡市市民活動の促進に関する条例	…〇P

1 はじめに

静岡市では、「静岡市市民活動の促進に関する条例」に基づき、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民活動促進基本計画を策定してきた。

平成 21 年の第 1 次計画策定以来、市民活動を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズの多様化に対応しながら計画の改定が行われ、現在は令和 5 年度から令和 12 年度までを計画期間とする第 4 次静岡市市民活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき施策が推進されている。

市民活動は、市民一人ひとりの主体的な意思に基づいて行われる公益的な活動であり、地域課題や社会課題の解決に寄与するとともに、人と人とのつながりを生み出し、地域コミュニティを支える重要な役割を果たしている。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、地域コミュニティの担い手不足、価値観やライフスタイルの多様化、デジタル化の進展など、市民活動を取り巻く環境は大きく変化している。また、社会課題は複雑化・複合化しており、行政のみで対応することが困難な課題も増加している。

このような状況の中で、市民活動は、地域社会の持続的な発展を支える重要な基盤であり、その果たす役割は今後さらに高まるものと考えられる。

本協議会は、市民活動が将来にわたり活発に展開され、多様な主体による共働・共創を通じて地域課題の解決や新たな価値の創出につながることを期待し、基本計画の中間見直しについて審議を行った。

今回の中間見直しに当たっては、成果指標の達成状況だけでなく、市民活動を取り巻く実態や市民の率直な意見を把握するため、市民ワークショップ等の結果も踏まえながら評価を行った。特に、数値では把握しにくい活動の変化や、活動に参加するきっかけ、人と人とのつながり、活動の継続・発展などの状況を確認することを重視した。

2 静岡市市民活動促進基本計画について

基本計画は、第4次静岡市総合計画の個別計画として策定され、市民活動の促進に関する施策を体系的かつ計画的に推進する役割を担っている。

第4次静岡市総合計画では、市民主体のまちづくりや協働の推進が重視されていたが、人口減少の加速や社会構造の変化を背景として、令和8年3月に策定された第5次静岡市総合計画では、市政運営の考え方そのものの転換が求められている。

第5次静岡市総合計画では、将来の目指す姿から逆算して施策を構築するバックキャスト型型の考え方が採用されるとともに、市民、地域団体、企業、教育機関及び行政など、多様な主体による「共働・共創」が重要な考え方として位置付けられている。

市民活動は、この共働・共創を支える基盤であり、市民活動の活性化は地域の活力向上や社会課題の解決に直結するものである。また、市民活動は福祉や地域づくりに限られるものではなく、子ども・子育て、教育、人づくり、防災、環境など幅広い分野を支えるものであり、市民生活全般を支える基盤としての役割を有している。

そのため、基本計画についても、第5次静岡市総合計画との整合を図りながら、市民活動を通じた地域課題の解決や新たな価値の創出につながる計画として発展させていく必要がある。

また、行政には、多様な主体による活動を支援するだけでなく、それぞれの主体が持つ強みや資源を結び付け、成果につながるよう伴走する役割が求められる。

さらに、市民活動を促進するためには、既に活動している団体への支援だけでなく、市民活動に関心を持つ市民や、活動に参加しづらさを感じている市民にも目を向け、活動に至るまでのきっかけや環境を整えていくことが重要である。

3 静岡市の市民活動を取り巻く現状

本協議会は、市民活動を取り巻く状況について確認を行った。

市民活動団体においては、担い手不足や高齢化、活動資金の確保、組織運営の継続などの課題が見られる一方で、新たな社会課題に対応する活動や、企業・大学等との連携による取組も広がっている。

また、活動への参加形態についても、従来型の団体活動に加え、単発的なボランティア活動やオンラインによる参加など、多様な関わり方が生まれている。

市民ワークショップでは、自治会、PTA、見守り活動など、既に身近なところで行われている活動であっても、本人が「市民活動」と認識していない場合があることや、「市民活動」や「ボランティア」という言葉そのものが参加の壁になることが指摘された。

このことから、市民活動を広げていくためには、活動を新たに始めることを促すだけでなく、既に行われている身近な活動を市民活動として見える化し、市民活動より身近なものとして捉えられるようにすることも重要である。

さらに、活動支援拠点については、市民活動センターや生涯学習交流館などの存在や役割が十分に知られていないこと、地域活動に関する情報が必要な人に届いていないことが課題として挙げられた。特に、転入者や集合住宅の居住者など、地域との接点が少ない市民には情報が届きにくい状況も指摘されている。

今後は、市民活動センターに求められる相談機能や情報発信機能に加え、多様な主体をつなぐコーディネート機能や中間支援機能の充実が重要になるものと考えられる。また、市民活動の担い手や活動形態が多様化する中、若い世代や新たな活動主体との接点づくり、地域に積極的に働きかける取組についても重要になるものと考えられる。

市民活動センターについては、生涯学習との連携を深め、学んだことを地域活動につなげる伴走支援や、多様な主体との協働基盤の整備を進める方向が示されている。今後の施設の在り方については、現時点では既存施設を維持しつつ、社会情勢や市民活動の状況の変化を踏まえ、将来的な適正配置や在り方を検討することとされている。

その際には、施設の効率性や利用機会の公平性だけでなく、市民活動を支える専門的な拠点としての役割や、多様な市民活動が自由に行われる場としての機能が損なわれることのないよう留意することが重要である。

4 基本計画の進行管理

本協議会は、基本計画に定める成果指標の達成状況を確認し、施策の柱ごとの進捗状況について評価を行った。

各施策については概ね計画どおり推進されていることが確認された。一方で、計画策定後の社会環境の変化や市民活動を取り巻く状況の変化により、当初想定した目標値と実績値との間に乖離が見られる指標も確認された。

本協議会では、成果指標の数値だけをもって施策の成果を判断することは適切ではないとの意見が出された。指標の数値は、市民活動の状況を把握し、施策の効果や課題を分析するための一つの材料として捉えることが重要であり、数値の増減の背景にある実態を確認する必要がある。

特に、市民活動団体の登録数等については、数値が増加したことだけを見るのではなく、その後どのような活動につながったのか、活動を継続・発展できているのか、どのような支援を受けたのかなどを把握することが重要である。また、成果につながった事例だけでなく、想定どおりに進まなかった事例についても検証することで、施策の改善につながるものとする。

したがって、今後の進行管理においては、成果指標による量的な評価と、ワークショップ、ヒアリング等を活用した質的な評価を組み合わせることが望ましい。数値を単に目標達成の有無として示すのではなく、施策の状況を把握し、次の施策展開につなげるための参考として活用することが重要である。

(成果指標実績)

指標名	策定時 令和4年度	現状 令和8年度	中間目標 令和8年度	最終目標 令和12年度
施策の柱1 触れる・楽しむ (市の取組：市民活動へのちょっとしたきっかけの創出)				
市民活動に参加していない理由として「情報が得られない」ことを挙げる市民の割合（市民意識調査）	33.0 % (R4)	21.4 % (R8 暫定)	28.0 %	23.0 %
施策の柱2 動き出す (市の取組：日常の一部としての市民活動の実現)				
市民活動に参加したことのあ る市民の割合(市民意識調査)	78.8 % (R4)	81.2 % (R8 暫定)	85.0 %	90.0 %
施策の柱3 創る・実現する (市の取組：市民活動を支える気運を高める)				
市民活動センターにおける新 規登録団体数	33 団体／年 (R3)	R5～R7 平均 53 団体／年	R5～R8 平均 33 団体／年	R9～R12 平均 33 団体／年

	数、143団体	数、255団体	数、283団体	数、395団体
施策の柱 4 つながる・変わる （市の取組：異なる組織や世代をつなぐ取組の支援）				
市と市民活動団体との協働事業数	237 事業 (R3)	266 事業 (R7)	275 事業	290 事業

5 中間評価における基本的視点

本協議会は、中間評価に当たり、次の視点を重視した。

①施策全体が相互に連動し、市民活動を支えられているか。

(立ち上げ・継続・発展の各段階、つながりの形成を含む)

市民活動は、関心を持つ、参加する、活動を始める、継続する、発展させるといった一連の段階を必ずしも順番に進むものではない。そのため、各施策がそれぞれの役割を果たすだけでなく、活動の立ち上げから継続・発展までを意識しながら、相互に連動しているかを確認することが重要である。

また、活動者同士や市民と活動をつなぐ機会など、「つながり」の形成も市民活動を支える重要な要素として捉える必要がある。

②市民活動への支援は、実態に即した効果的なものとなっているか。

既に活動している団体への支援だけでなく、市民活動に関心を持つ前段階の市民や、活動に参加しづらい市民へのアプローチも含めて、支援が実際の市民活動につながっているかを確認する必要がある。

市民ワークショップでは、活動への「入口」の分かりにくさ、情報の届きにくさ、活動者同士や市民とのつながりづくりなどが課題として挙げられており、活動支援そのものに加えて、参加のきっかけづくりやつながりの形成を重視する必要があると考える。

6 中間評価内容

本協議会は、成果指標の達成状況及び前章で示した中間評価の基本的視点を踏まえ、第4次静岡市市民活動促進基本計画に定める4つの施策の柱について評価を行った。

その結果、各施策は概ね計画どおり推進されていることが確認されたが、計画策定後の社会環境の変化や市民活動を取り巻く状況の変化により、当初想定した目標値と実績値との間に乖離が見られる指標も確認された。

一方で、市民活動の成果は、団体数や事業数などの数値だけでは十分に把握できないことから、成果指標については、目標値の達成状況のみをもって施策の評価とするのではなく、数値の背景にある市民活動の実態や施策の効果を把握し、今後の施策展開につなげるための参考として活用することが望ましい。

また、今回実施した市民ワークショップでは、多様な人が自然に関わり合えること、自分らしく暮らせること、人とのつながりや居場所があることなどが重視されていることが確認された。市民活動への参加についても、制度や情報だけでなく、知人からの誘いや興味のあるテーマ、人とのつながりなどがきっかけとなる実態が示された。

こうしたことを踏まえ、今後は、活動している人や団体だけを対象とするのではなく、関心層や潜在的な担い手、多様な背景を持つ市民にも目を向け、市民活動への入口を広げていくことが必要である。

(1) 施策の柱1 触れる・楽しむ

市民活動への入口として、市民が市民活動に関心を持ち、身近なものとして認識するきっかけを創出する施策として推進されている。

これまでの取組により、市民活動を知る機会や体験する機会の提供が図られており、市民活動への理解促進や関心の醸成に一定の成果が認められる。

一方で、市民ワークショップでは、「市民活動」という言葉に堅苦しきや特別感を感じることや、自治会、PTA、見守り活動など、既に行っている活動を市民活動として認識していない場合があることが指摘された。

また、活動への参加については、知人からの誘いや興味のあるテーマなど、身近なつながりや関心をきっかけとする場合が多いとの意見があった。

このことから、今後は市民活動を単に情報提供だけでなく、既に地域で行われている身近な活動を見える化するとともに、興味や関心を実際の活動につなげるきっかけづくりを進めることが重要である。

特に、若年層や現役世代、転入者など、これまで地域との接点が少なかった市民にも情報が届くよう、情報発信の方法や場について更なる工夫が求められる。

(2) 施策の柱2 動き出す

市民活動への関心を持った市民が実際の行動へ移り、新たな担い手として活動に参加することを促進する施策として推進されている。

市民活動への参加機会の提供や活動開始支援などにより、市民活動への参加促進に一定の成果が認められる。

一方で、市民ワークショップでは、活動に関心があっても最初の一步を踏み出すことが難しいことや、活動したい人同士をつなぐこと、活動の障壁を取り除くことも行政の役割ではないかとの意見が出された。

また、「活躍」「チャレンジ」といった計画上の表現については、その方向性に共感する意見がある一方、「活躍しなくてもよい」「自分らしく暮らしたい」といった意見もあり、活動することを一律に求めるのではなく、それぞれの意思や状況に応じて関わるができる環境づくりが重要であることが示された。

このため、参加者が継続的な活動へ発展していく仕組みだけでなく、活動に参加する前の段階にある市民が、自分の関心や意思に応じて無理なく一步を踏み出せるような環境やきっかけづくりについても、更なる充実が必要である。

(3) 施策の柱3 創る・実現する

市民活動団体等が主体的に活動を展開し、社会課題の解決や地域価値の創出につながる取組を実現するための施策として推進されている。

市民活動団体の活動基盤強化に関する取組は一定の成果を上げているものの、人材確保や組織運営、活動資金の確保などの課題も見受けられる。

また、市民活動を継続・発展させていくためには、現在活動している団体への支援に加え、新たな活動の芽を発掘し、その活動を育てていく視点が重要である。特に、活動の立ち上げ、継続、発展という各段階に応じた支援とともに、活動を担う人材の育成や、活動・経験を次世代へ継承していくための支援が求められる。

さらに、成果指標については、登録団体数等の団体単位の数値だけでは、市民活動全体の実態を十分に把握することができない。市民活動と認識されていない活動や、団体登録には至っていない活動なども含め、市民が実際にどのような活動を行っているのか、また、その活動がどのように継続・発展しているのかを把握する視点が必要である。

そのため、数値の増減だけでなく、数値の背景にある活動の実態や、活動者がどのような支援を必要としているのかについて、ワークショップ、ヒアリング等を活用しながら質的に把握することが望ましい。

また、活動を支援する際には、活動者が既に抱えている課題に対応するだけでなく、行政や中間支援組織が地域に出向き、潜在的な活動の芽や地域課題を発見し、活動につなげていく取組も重要である。

併せて、今後の施策展開においては、団体数等の量的な指標だけでなく、活動の立ち上げ、継続、発展、人材育成及び活動の継承など、市民活動の質的な変化を把握する評価の在り方について検討することが望ましい。

(4) 施策の柱4 つながる・変わる

市民活動団体、地域団体、企業、教育機関及び行政など、多様な主体による連携・協働を促進し、新たな価値や成果を創出する施策として推進されている。

人口減少や社会課題の複雑化が進む中、本施策は第5次静岡市総合計画が掲げる「共働・共創」の実現に向けた中核的な役割を担うものとする。

一方で、協働については、単に協働事業の件数を増やすことを目標とするのではなく、行政が抱える課題と市民活動団体が持つ経験・強みを適切につなぎ、双方にとって実現可能な課題設定を行うことが重要である。

第4回協議会においても、行政が抱える難しい課題をそのまま市民活動団体に提示するのではなく、協働に入る前の段階で課題を掘り下げ、団体の活動内容や強みとの適切なマッチングを行うことが必要との意見が出された。

そのため、協働事業の創出に当たっては、課題の発見・整理、相手方とのマッチング、関係者間の調整、事業実施後の振り返りまでを含めた伴走支援を充実させることが望ましい。

また、協働の評価においては、協働が実現した事例や成果が上がった事例だけでなく、協働に至らなかった事例や、十分な成果につながらなかった事例についても、その要因を丁寧に検証することが重要である。こうした検証を通じて、行政側の課題提示の在り方や、市民活動団体側の活動基盤など、次の協働につながる改善点を明らかにしていく必要がある。

さらに、協働を進めるためには、市民活動団体側の力量だけでなく、行政側にも市民活動団体の特性や強みを理解し、協働につながる課題設定や関係づくりを行う力量が求められる。

市民ワークショップにおいては、活動者同士や活動と市民をつなぐ機会の重要性についても多くの意見が出されたことから、協働に限らず、日常的なつながりや交流を生み出す機会を充実させることが、市民活動の裾野を広げる上でも重要である。

市民活動センターについても、多様な主体を結び付ける中間支援機能及びコーディネート機能の発揮が期待される。特に、生涯学習等によって得た知識や経験を地域活動につなげる支援、活動の始め方や地域課題の整理等に関する相談、協働相手の募集・

マッチング、関係者間の調整、地域への訪問を通じた課題や活動ニーズの把握など、活動の前段階から継続・発展までを支える役割が重要である。

また、市民活動センターの今後の在り方については、既存施設を当面維持しながら、生涯学習との連携や多様な主体との協働基盤の整備を通じてサービスを充実させる方向が示されている。

今後の施設の在り方を検討する際には、効率性や配置の適正化だけでなく、市民活動を支える専門的な拠点としての役割、活動者が安心して利用できる場としての機能、多様な市民活動が自由に行われる場としての価値を十分に踏まえることを期待する。

また、協働件数等の量的な指標だけでなく、多様な主体がどのようにつながったのか、どのような関係性が形成されたのか、協働を通じてどのような変化が生まれたのかについても把握することが望まれる。

(5) 計画全体に関する意見

本協議会は、基本計画の当初想定した目標値と実績値との間に大きな乖離が見られないため、各施策は概ね計画どおり推進されているものと評価した。このことから、中間見直しにおいて、特段の成果指標の見直しは必要ないものと判断する。一方で、第5次静岡市総合計画との整合を図る観点から、基本計画の構成や進行管理の在り方について検討を進める必要があると考える。

今回の中間評価を通じて、現行計画に基づく施策は、市民活動の立ち上げから継続・発展までを支える取組として一定の役割を果たしていることが確認された。一方で、市民ワークショップからは、活動への参加のきっかけ、情報の届き方、活動者同士や市民とのつながり、活動に参加しづらい人へのアプローチなど、今後さらに取り組むべき課題が明らかとなった。

今後は、市民活動そのものの促進だけでなく、市民活動に至るまでの「入口」や、活動を継続・発展させるための「つながり」にも着目し、市民一人ひとりがそれぞれの意思や状況に応じて地域と関わることのできる環境を整えていくことが求められる。

また、市民活動は、必ずしも「活躍」や「チャレンジ」といった形で現れるものだけではない。市民ワークショップでは、何かに挑戦したい人も、静かに暮らしたい人も、それぞれの生き方が尊重されることや、自分らしく生活できることを望む意見が示された。

したがって、市民活動の促進に当たっては、市民に活動を求めるのではなく、活動したい人が活動できる環境を整えるとともに、活動することを選択しない人も含め、誰もが地域とのつながりを持ち、自分らしく関わることのできる環境づくりを進めることが重要である。

そのため、次期計画の策定や今後の計画見直しに当たっては、第5次静岡市総合計画が採用するバックキャスティング型の考え方を踏まえ、将来の目指す姿から逆算して施策や成果指標を構築する手法について検討することが望ましい。

成果指標については、行政内部の進行管理のためだけでなく、市民活動の状況を市民と共有し、施策を改善していくための材料として活用することが重要である。目標値の達成・未達成だけを強調するのではなく、数値の背景や変化を分かりやすく示し、必要な施策を検討するために活用することを期待する。

さらに、量的な指標による評価と、ワークショップやヒアリング等による質的な評価を組み合わせ、市民活動の実態や活動者の意識、活動を通じて生まれたつながり、地域への波及などを継続的に把握していくことが望ましい。

また、市民活動団体、市民、企業、教育機関及び行政が共通の目標を共有しながら、それぞれの強みを生かして地域課題の解決に取り組むことができるよう、「共働・共創」の視点を計画全体に一層反映させることを期待する。

その際には、協働事業の件数等を増やすことのみを目的とするのではなく、協働に至るまでの課題の発見や整理、適切なマッチング、関係者間の調整、事業実施後の振り返りまでを含め、協働を生み出す環境そのものを整えていくことが重要である。

あわせて、市民活動は福祉や地域づくりにとどまらず、子ども・子育て、教育、人づくり、防災、環境など幅広い分野を支える基盤であることを踏まえ、多様な分野との連携を意識した計画運用を期待する。

さらに、市民活動の持続的な発展のためには、現在活動している人や団体への支援だけでなく、新たな活動の芽を発掘し、人材を育成し、活動や経験を次世代へ継承していく視点が重要である。

7 委員からのコメント（五十音順に掲載）

(大村 達也 委員)

O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O , O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O ,

(川村 栄司 委員)

O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O , O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O

O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O

(河村 勇人 委員)

[illegible]

(川村 美智 委員)

[illegible]

[illegible]

O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O , O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O
O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O ,

[illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible]

資料

静岡市市民活動促進協議会（第10期）委員名簿

No.	氏 名	所 属
1	大村 達也	静岡ガス株式会社 静岡支社 静岡支社長
2	川村 栄司	公募委員
3	河村 勇人	公募委員
4	川村 美智	NPO法人男女共同参画フォーラムしずおか 副代表理事
5	木村 綾	静岡県立大学 経営情報学部 経営情報学科 准教授 経営情報イノベーション研究科 准教授
6	小久江 陽子	社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会 地域福祉部長
7	佐々木 智子	公募委員
8	柴田 涼	静岡2.0 代表
9	白土 優羽	NPO法人 ESUNE スタッフ
10	西 美有紀	一般社団法人草薙カルテッド コミュニティマネージャー
11	増田 彩香	一般社団法人 三保松原3rings プロジェクト 理事 三保コミュニティデザインLabo 代表
12	山岡 義卓	神奈川大学 経営学部 国際経営学科 特任准教授

（敬称略・五十音順）

静岡市市民活動促進協議会（第 10 期）会議概要

	開催時期	協議内容等
第 1 回	令和 7 年 8 月 26 日	委員委嘱（7 月 1 日付）、諮問
第 2 回	令和 7 年 11 月 21 日	[議題] ・第 4 次静岡市市民活動促進基本計画の中間見直しにおける基本的視点について
第 3 回	令和 8 年 3 月 23 日	[議題] ・施策の柱 3・施策の柱 4 の中間見直しについて
第 4 回	令和 8 年 7 月 6 日	[議題] ・施策の柱 3・施策の柱 4 の中間見直しについて
第 5 回	令和 8 年 9 月 2 日	[議題] ・施策の柱 1・施策の柱 2 の中間見直しについて ・答申の内容について
第 6 回	令和 8 年 月 日	[議題] ・答申の内容について

諮問書（写し）

07 静市市第 1611 号

令和 7 年 8 月 26 日

静岡市市民活動促進協議会会長 様

静岡市長 難波 喬司
（市民局市民自治推進課）

諮 問 書

静岡市市民活動の促進に関する条例（平成 19 年 3 月 20 日静岡市条例第 13 号）
第 10 条の規定により、下記事項について諮問します。

記

- 1 第 4 次静岡市市民活動促進基本計画の中間見直しについて

○静岡市市民参画の推進に関する条例

平成19年3月20日

条例第12号

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 市民参画手続の実施等

第1節 市民参画手続の内容（第7条―第12条）

第2節 市民が自発的に提出した意見等の取扱い（第13条）

第3節 市民参画手続等の前提としての実施機関等の役割（第14条・第15条）

第3章 住民投票手続（第16条・第17条）

第4章 市民自治推進審議会の役割（第18条）

第5章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）の目的及び理念に基づき、市民が市政に参画するための基本的な事項を定めることにより市民参画を推進し、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （2）まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- （3）市民参画 市政に関する施策（以下「施策」という。）に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が主体的に様々な形でかかわることをいう。
- （4）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(市民参画の基本理念)

第3条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的な活動を通じて、市政に参画し、市民と市が協働して、自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念として行われるものとする。

(市民参画の基本原則)

第4条 市民参画は、すべての市民にその機会を保障することにより、行われるべきものとする。

- 2 市民参画は、市民と市が情報を共有して行われるべきものとする。
- 3 市民参画は、市民と市がそれぞれのもつ特性を生かし、市民と市が対等の立場で互いの役割を理解しながら行われるべきものとする。
- 4 市民参画は、その継続的な発展のために、創意工夫をもって行われるべきものとする。
- 5 市民参画は、市民と市又は市民同士の対話を通じた相互の連携及び協力により築かれた良好な信頼関係を基本として行われるべきものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画をするよう努めなければならない。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、総合的な視点に立って市民参画をしなければならない。
- 3 市民は、市民活動に関する理解を深め、市民参画を通じて、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たっては、市民参画の推進を図る視点に立ち、これを行わなければならない。

- 2 市は、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しなければならない。
- 3 市は、市政について、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければならない。
- 4 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するよう努めなければならない。
- 5 市は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

- 6 市は、市民参画に対する市民意識を醸成し、及び市民活動の促進に努めなければならない。

第2章 市民参画手続の実施等

第1節 市民参画手続の内容

(市民参画手続)

第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続（以下「市民参画手続」という。）を実施するものとする。

- 2 市民参画手続は、原則として、次に掲げる目的による手続の区分に応じ、規則で定める方法により行うものとする。

(1) 広く意見等を募集するための手続

(2) 集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行うための手続

(3) 会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続

(市民参画手続の実施原則)

第8条 実施機関は、市民参画手続を実施しようとするときは、原則として、前条第2項第1号の区分に該当する市民参画手続の方法により実施するものとする。ただし、施策の内容に応じ、他の市民参画手続の方法により実施することが適当であると認める場合にあっては、これに代えて他の方法により市民参画手続を実施することができる。

- 2 実施機関は、市民が広く市政に参画できるよう、施策の内容に応じ、効果的に市民の意見等が施策に反映できる市民参画手続を複数の方法により実施するよう努めるものとする。

- 3 実施機関は、市民参画手続の結果を最も効果的に施策に反映できると認める適切な時期に市民参画手続を実施するものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第9条 実施機関は、提出された市民の意見等を十分に検討し、施策に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定による市民の意見等の検討を行ったときは、市民の意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、これらの内容

に静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含む場合は、この限りでない。

（自治基本条例第21条の規定に基づく市民意見の聴取）

第10条 自治基本条例第21条に規定する市民意見の聴取（以下「市民意見聴取」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。

- （1）市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
- （2）市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。
- （3）大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、市民意見聴取を実施しないことができる。

- （1）市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要があると認める事項を除く。）
- （2）法令等に基づく事項で、市の裁量の余地がないもの
- （3）実施機関の内部の事務処理に関する事項
- （4）市民の意見聴取手続が法令又は他の条例により定められている事項
- （5）軽易な事項
- （6）緊急を要する事項

（実施計画の策定及び公表）

第11条 実施機関は、市民参画手続を実施する場合には、あらかじめその年度における市民参画手続の実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定により各実施機関が策定する実施計画を取りまとめ、公表しなければならない。

（実施状況の公表等）

第12条 実施機関は、市民参画手続を実施した場合には、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項に規定する報告に基づく各実施機関の実施状況を取りまとめ、

自治基本条例第27条第1項の規定に基づき設置する静岡市市民自治推進審議会（以下「市民自治推進審議会」という。）に報告をするとともに、これを公表しなければならない。

第2節 市民が自発的に提出した意見等の取扱い

（市民が自発的に提出した意見等の取扱い）

第13条 実施機関は、市民参画手続によるもののほか、市民の誰もが自発的かつ率直にまちづくりに関する意見等を実施機関に対して伝えることができ、かつ、当該意見等が実施機関に伝えられた場合には、その内容に関する検討を速やかに行い、必要な内容についての的確に市政に反映できる体制を確保しなければならない。

第3節 市民参画手続等の前提としての実施機関等の役割

（市民意向の把握）

第14条 実施機関は、市民参画手続及び前条の規定による市民からの意見等の把握によるもののほか、市政に関する市民の意識調査、市民との対話による意見交換等の機会の確保等の効果的かつ適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握し、これを市政に反映するよう努めるものとする。

（行政需要への適切な対応）

第15条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、行政評価の公表を行うこと等により、当該施策に関する情報を十分に分かりやすく市民に提供しなければならない。

2 実施機関の職員は、市政を効果的かつ適切に運営するため、専門的な知識を活用し、この章の規定により得られた情報を総合的かつ継続的に検討し、及び分析し、施策に効果的に反映するよう努めるものとする。

第3章 住民投票手続

（住民投票の実施請求権を有する者等）

第16条 自治基本条例第26条第1項に規定する住民投票（以下「住民投票」という。）の実施を請求することができる者は、年齢18歳以上の日本国籍を有する者又は永住外国人で、その者に係る静岡市の住民票が作成された日（他の市町村から静岡市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものは、当該届出をした日）から引き続き3月以上静岡市の住民基本台帳に記載されているものとして、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿（住民投票の実施を請求することができる者の氏名、住所、性別及び生年月日等が記載された名簿をいう。以

下同じ。)に登録されたものとする。

2 前項の永住外国人とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

3 自治基本条例第26条第1項に規定するその総数の50分の1の数は、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿の登録が行われた日以後直ちに告示しなければならない。

(平24条例12・平28条例26・一部改正)

(住民投票の請求に関する処置等)

第17条 市長は、自治基本条例第26条第2項の規定に基づき、住民投票の実施の請求について市議会に付議しようとするときは、同条第1項の規定による請求を受理した日から20日以内に市議会を招集するものとする。

2 市長は、自治基本条例第26条第2項の規定による付議の結果を同条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表するものとする。

3 前条及び前2項に掲げるもののほか、住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第2項、第4項及び第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

(平28条例26・一部改正)

第4章 市民自治推進審議会の役割

(市民自治推進審議会の役割)

第18条 市民自治推進審議会は、自治基本条例第27条第2項に規定する所掌事項のほか、第12条第2項の報告があった場合その他市民参画の推進に関する事項について必要があると認める場合には、市長に意見を述べることができる。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、現に施策について立案、実施又は評価の手続を開始している場合であって、第2章第1節の規定による市民参画手続を実施することが困難であると市長が認めるときは、同節の規定は、適用しない。

附 則（平成24年3月23日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市市民参画の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第16条第1項の規定の適用について、外国人であり、又は外国人であったことにより同項に規定する要件を満たさない者で、引き続き静岡市の住民基本台帳に記載されている期間にこの条例による改正前の静岡市市民参画の推進に関する条例（以下「旧条例」という。）第16条第1項に規定する要件をこの条例の施行の日の前日まで継続して満たしていた期間を通算した場合に新条例第16条第1項に規定する要件を満たすこととなるものについては、当該旧条例第16条第1項に規定する要件を満たしていた期間を通算するものとする。

附 則（平成28年3月18日条例第26号）

この条例は、平成28年6月19日から施行する。

静岡市市民活動促進協議会

第4次静岡市市民活動促進基本計画の中間見直しについて（答申）

令和8年〇月

■お問い合わせ■

静岡市市民活動促進協議会事務局
（静岡市観光文化・市民局市民自治推進課）
電話 054-221-1372

第4次静岡市市民活動促進基本計画の中間見直しについて

答申案のポイント

※本文の該当ページと記載を抜き出し、
答申がどのような考え方で構成されているか
を整理しています。

この資料の見方

1

本文の流れ

背景から結論までをページ順に確認

2

本文抜粋

答申案の表現をできるだけそのまま掲載

3

確認点

特に意見をいただきたい表現を明示

答申案は、背景から評価・提言へ積み上げる構成

p.2-4

背景・現状

市民活動の役割／社会環境の変化／第5次総合計画との関係



p.5-7

評価方法

成果指標の扱い／量的・質的評価／2つの基本的視点



p.8-11

柱ごとの評価

柱1～4について、成果・課題・今後の方向性を記載



p.11-12

計画全体の意見

指標は見直さず、入口・つながり・共働共創を強化

答申の結論が示される箇所 | 最終的な判断と今後の方向性は、主に「6（5）計画全体に関する意見」（p.11～12）に集約されています。

市民活動を、共働・共創と市民生活を支える基盤に位置付け

答申案 p.2

「はじめに」から

市民活動は、市民一人ひとりの主体的な意思に基づいて行われる公益的な活動であり、地域課題や社会課題の解決に寄与するとともに、人と人とのつながりを生み出し、地域コミュニティを支える重要な役割を果たしている。

答申案 p.3

「基本計画について」から

市民活動は、この共働・共創を支える基盤であり、市民活動の活性化は地域の活力向上や社会課題の解決に直結するものである。また、市民活動は福祉や地域づくりに限られるものではなく、子ども・子育て、教育、人づくり、防災、環境など幅広い分野を支えるものであり、市民生活全般を支える基盤としての役割を有している。

答申案 p.4

「市民活動を取り巻く現状」から

「市民活動」や「ボランティア」という言葉そのものが参加の壁になることが指摘された。

表現確認のポイント

「共働・共創を支える基盤」「市民生活全般を支える基盤」という位置付けを、答申の前提として打ち出しています。

数値の達成だけでなく、活動の実態と変化を捉える

答申案 p.5-6 「基本計画の進行管理」から

成果指標の数値だけをもって施策の成果を判断することは適切ではないとの意見が出された。指標の数値は、市民活動の状況を把握し、施策の効果や課題を分析するための一つの材料として捉えることが重要であり、数値の増減の背景にある実態を確認する必要がある。

答申案 p.5-6 量的評価と質的评价

今後の進行管理においては、成果指標による量的な評価と、ワークショップ、ヒアリング等を活用した質的な評価を組み合わせることが望ましい。

答申案 p.7 中間評価の基本的視点

活動支援そのものに加えて、参加のきっかけづくりやつながりの形成を重視する必要があると考える。

基本的視点① | 施策の連動

活動の立ち上げから継続・発展までと、「つながり」の形成を一連の支援として確認する。

基本的視点② | 支援の実効性

関心を持つ前段階の市民や、参加しづらい市民も含め、支援が実際の活動につながっているか確認する。

柱1・2：入口を広げ、無理なく一步を踏み出せる環境へ

答申案 p.8

柱1「触れる・楽しむ」

今後は市民活動を単に情報提供するだけでなく、既に地域で行われている身近な活動が見える化するとともに、興味や関心を実際の活動につなげるきっかけづくりを進めることが重要である。

答申案 p.9

柱2「動き出す」

「活躍」「チャレンジ」といった計画上の表現については、その方向性に共感する意見がある一方、「活躍しなくてもよい」「自分らしく暮らしたい」といった意見もあり、活動することを一律に求めるのではなく、それぞれの意思や状況に応じて関わるができる環境づくりが重要であることが示された。

柱1の確認点

「情報提供」から「身近な活動の見える化」「関心を活動につなぐきっかけ」へ踏み込んでいます。

柱2の確認点

「活躍しなくてもよい」という意見を明記し、活動を一律に求めない表現にしています。

柱3：活動の芽を見つけ、立上げ・継続・発展を支える

答申案 p.9 段階に応じた支援

特に、活動の立ち上げ、継続、発展という各段階に応じた支援とともに、活動を担う人材の育成や、活動・経験を次世代へ継承していくための支援が求められる。

答申案 p.9 数値で把握できない活動

市民活動と認識されていない活動や、団体登録には至っていない活動なども含め、市民が実際にどのような活動を行っているのか、また、その活動がどのように継続・発展しているのかを把握する視点が必要である。

答申案 p.10 アウトリーチ

行政や中間支援組織が地域に出向き、潜在的な活動の芽や地域課題を発見し、活動につなげていく取組も重要である。

表現確認のポイント

支援を待つだけでなく、行政や中間支援組織が地域に出向く「アウトリーチ」まで答申に位置付けています。

柱4：協働件数ではなく、協働が生まれる過程を支える

答申案 p.10 協働の考え方

単に協働事業の件数を増やすことを目標とするのではなく、行政が抱える課題と市民活動団体が持つ経験・強みを適切につなぎ、双方にとって実現可能な課題設定を行うことが重要である。

答申案 p.10-11 伴走支援の範囲

課題の発見・整理、相手方とのマッチング、関係者間の調整、事業実施後の振り返りまでを含めた伴走支援を充実させることが望ましい。

成功事例だけで評価しない

協働に至らなかった事例や、十分な成果につながらなかった事例も検証し、次の改善につなげる。

答申案 p.10-11 行政側にも必要な力量

市民活動団体側の力量だけでなく、行政側にも市民活動団体の特性や強みを理解し、協働につながる課題設定や関係づくりを行う力量が求められる。

表現確認のポイント

団体への支援だけでなく、行政側の課題設定・関係づくりの力も課題として明記しています。

市民活動センターは、専門拠点・中間支援機関として機能強化

答申案 p.10-11

答申案 p.10 センターに期待する役割

生涯学習等によって得た知識や経験を地域活動につなげる支援、活動の始め方や地域課題の整理等に関する相談、協働相手の募集・マッチング、関係者間の調整、地域への訪問を通じた課題や活動ニーズの把握など、活動の前段階から継続・発展までを支える役割が重要である。

答申案 p.11 施設の今後の在り方

効率性や配置の適正化だけでなく、市民活動を支える専門的な拠点としての役割、活動者が安心して利用できる場としての機能、多様な市民活動が自由に行われる場としての価値を十分に踏まえることを期待する。

答申案で示している方向

既存施設は当面維持しながら、生涯学習との連携と、多様な主体との協働基盤を整備してサービスを充実。

表現確認のポイント

将来の施設見直しに対し、「専門性」「安心して利用できる場」「自由に活動できる場」の価値を明記。

成果指標は見直さず、「入口」と「つながり」を強化

答申案 p.11

中間見直しとしての判断

基本計画の当初想定した目標値と実績値との間に大きな乖離が見られないため、各施策は概ね計画どおり推進されているものと評価した。このことから、中間見直しにおいて、特段の成果指標の見直しは必要ないものと判断する。

答申案 p.11

今後重視するもの

今後は、市民活動そのものの促進だけでなく、市民活動に至るまでの「入口」や、活動を継続・発展させるための「つながり」にも着目し、市民一人ひとりがそれぞれの意思や状況に応じて地域と関わることのできる環境を整えていくことが求められる。

答申案 p.11

活動を一律に求めない

市民に活動を求めるのではなく、活動したい人が活動できる環境を整えるとともに、活動することを選択しない人も含め、誰もが地域とのつながりを持ち、自分らしく関わることのできる環境づくりを進めることが重要である。

評価と共働・共創の組み立て方を転換

答申案 p.12

バックカスティング

将来の目指す姿から逆算して施策や成果指標を構築する手法について検討することが望ましい。

答申案 p.12

評価の役割

成果指標については、行政内部の進行管理のためだけでなく、市民活動の状況を市民と共有し、施策を改善していくための材料として活用することが重要である。

答申案 p.12

共働・共創

協働事業の件数等を増やすことのみを目的とするのではなく、協働に至るまでの課題の発見や整理、適切なマッチング、関係者間の調整、事業実施後の振り返りまでを含め、協働を生み出す環境そのものを整えていくことが重要である。

答申案 p.12

分野横断・次世代への継承

市民活動は福祉や地域づくりにとどまらず、子ども・子育て、教育、人づくり、防災、環境など幅広い分野を支える基盤であることを踏まえ、多様な分野との連携を意識した計画運用を期待する。さらに、新たな活動の芽を発掘し、人材を育成し、活動や経験を次世代へ継承していく視点が重要である。

答申として、この表現と方向性でよいか

- | | | |
|---|----------|------------------------------------|
| 1 | 位置付け | 市民活動を「共働・共創」「市民生活全般」を支える基盤とする表現 |
| 2 | 参加の考え方 | 「活躍しなくてもよい」「活動することを選択しない人も含め」とする表現 |
| 3 | 評価方法 | 成果指標は見直さず、定量評価と定性評価を組み合わせる判断 |
| 4 | 行政・拠点の役割 | アウトリーチ、協働の伴走支援、行政側の力量、市民活動センターの専門性 |
| 5 | 計画への提言 | バックキャスティング、共働・共創、分野横断、次世代への継承 |

本文の表現に修正が必要な箇所があれば、該当ページを示してご意見ください。

市民活動を含む、生涯学習等のサービス内容に係る再編方針について(9月2日現在)

今回お示した方向性と具体策(案)

集約化は見送り

見直し内容:

現時点では、生涯学習施設等の他施設との物理的な集約・複合化や新規整備は実施しません。

今後のアプローチ:

既存の施設(番町・清水)を維持しつつ、将来的なセンターの適正な配置や在り方について、社会情勢や市民活動の状況の変化を踏まえ検討していきます。

生涯学習との連携、協働促進の基盤を強化

見直し内容:

生涯学習講座を修了した人材が、地域活動へステップアップするための伴走支援や、多様な主体との協働基盤の整備を行います。

今後のアプローチ:

生涯学習講座自体への関与、アウトリーチによる活動の支援の強化案を令和9年度からの市民活動センターの事業内容に反映します。

誰もが使いやすいオープンな運用へ

見直し内容:

貸会議室等について「誰もが使える施設」への転換を図ります。

今後のアプローチ:

施設本来の目的である市民活動が阻害されないよう、「優先予約」を可能とする仕組みとします。(方法・時期は今後調整)

現在の施設配置は当面の間維持しつつ、生涯学習との連携の深化や多様な主体との協働基盤の整備等を通じて、市民活動センターが提供するサービスを充実させ、地域力の向上につなげます。

・生涯学習との連携

「地域デザインカレッジ」などの「静岡シズンカレッジこ・こ・に」の講座に市民活動センター職員が出向く機会を設け、受講中の学びや取組が講座終了後の地域活動につながるよう、活動内容の具体化、補助金・助成金制度の活用、先行団体等との関係づくりを支援します。

・相談業務の強化

地域貢献やまちづくりに関心を持つ市民に対して、活動の始め方、地域課題の整理、資金調達などの相談対応を行います。特に、「静岡シズンカレッジこ・こ・に」の修了生に対しては、外部の専門家に相談できる「ここにわ相談」を行い、活動に対する具体的な助言を行います。

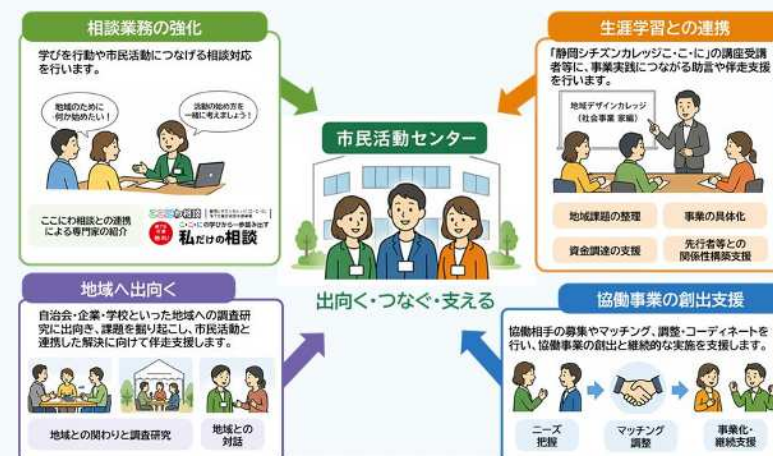
・協働事業の創出支援

市民活動センターが、市民活動団体を含む地域で活動する多様な主体の連携・協働の拠点となるよう、活動分野に応じたネットワークの構築、協働相手の募集・マッチング、関係者間の調整への伴走支援等の機能を強化し、協働事業の創出・継続を支援します。

・地域へ出向く

市民活動センター職員が、市民活動団体や自治会・企業・学校といった地域への訪問等を通じた調査研究を行い、地域に潜在する課題や活動ニーズを把握し、市民活動団体等の地域資源と連携して課題解決に向けた取組の具体化を支援します。

将来的な市民活動センターの取組イメージ



市民意見聴取について(実施時期:7月9日~8月10日)

パブリックコメント

時期:7月9日~8月10日

意見提出者数:152人

意見数:238件

概要:「サービス内容に係る再編案」と高齢者福祉施設、勤労者福祉施設などの市民に居場所を提供する施設の再編案について、市民の皆さんからの意見を伺った。

意見交換会(市民活動センター)

時期:7月28日 @番町市民活動センター
7月30日 @清水市民活動センター

参加者数:計20名

概要:同じグループの参加者同士で施策案について感じることを話し合い、全体で共有した。テーマを「市民活動支援」と「貸室」で設定。

意見交換会(各区区役所)

時期:7月23日 @清水区役所
7月24日 @葵区役所
7月29日 @駿河区役所

参加者数:計36名

概要:同じグループの参加者同士で施策案について感じることを話し合い、全体で共有した。テーマを「生涯学習サービス」と「(仮)福祉交流センター」と設定。

市民活動を含む、生涯学習等のサービス内容に係る再編方針について(9月2日現在)

提出された意見について

全体について

提示した方向性について、理解を示していただける回答があった。

意見の反映と再編方針について

全体について

提示した案を基本として、サービス再編案を決定する。

市民活動支援について

現行の施設配置に関して記載している「当面」が気になる。いつまでを想定しているか。

市民活動センターに専門性が求められる機能が追加されることで、職員の負担が大きくなりすぎるのではないか。

市民活動支援について

「当面」について具体的な年限を想定しているわけではないが、施設の老朽化や社会情勢の変化を見据えて、検討を継続する。

専門的な知見を有する職員を配置する等により、強化する機能に見合った体制を構築する。

貸室について

利用者制限の撤廃はいいが、既存の利用団体が不利にならないよう仕組みにしたい。

予約のオンライン化にあたっては、オンライン手続きが難しい方へのサポートも必要である。

貸室について

条例を改正し、市民活動団体が優先的に利用できる規定を設ける。

今後オンライン予約を中心としていくが、デジタル機器に不慣れな方も予約できるようにその他の方法でも申請できるなどの対応をとる。

再編方針(市民活動センター部分抜粋)

4 めざす姿の実現に向けた具体策

(2)地域力の向上

【具体策】

市民活動の相談・支援機能を強化します

市民活動は、営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動です。地域における課題の解決に向けて主体的に取り組む市民や市民活動団体の皆さんの活動を下支えし、市民自治によるまちづくりを進めていくことが、市の役割です。こうした視点から、静岡市では市民活動を支援するための施設として、番町市民活動センターと清水市民活動センターを設置し、市民活動に関する相談支援を行っています。今後は、両市民活動センターの体制を強化し、生涯学習との連携の深化や多様な主体との協働基盤の整備等を通じて、市民活動センターが提供するサービスを充実させ、市民の力による地域づくりを促進します。

・生涯学習との連携

「地域デザインカレッジ」などの「静岡シズンカレッジ・こ・に」の講座に市民活動センター職員が出向く機会を設け、受講中の学びや取組が講座終了後の地域活動につながるよう、活動内容の具体化、補助金・助成金制度の活用、先行団体等との関係づくりを支援します。

・相談業務の強化

地域貢献やまちづくりに関心を持つ市民に対して、活動の始め方、地域課題の整理、資金調達などの相談対応を行います。特に、「静岡シズンカレッジ・こ・に」の修生に対しては、外部の専門家に相談できる「ここに相談」を行い、活動に対する具体的な助言を行います。

・協働事業の創出支援

市民活動センターが、市民活動団体を含む地域で活動する多様な主体の連携・協働の拠点となるよう、専門的な知見を有する職員の配置などを通じて、活動分野に応じたネットワークの構築、協働相手の募集・マッチング、関係者間の調整への伴走支援等の機能を強化し、協働事業の創出・継続を支援します。

・地域へ出向く

市民活動センター職員が、市民活動団体や自治会・企業・学校といった地域への訪問等を通じて調査研究を行い、地域に潜在する課題や活動ニーズを把握し、市民活動団体等の地域資源と連携して課題解決に向けた取組の具体化を支援します。

